

あかがねミュージアムにおけるデジタルミュージアム（メタバース空間等）構築 業務仕様書

1 業務名

あかがねミュージアムにおけるデジタルミュージアム（メタバース空間等）構築業務

2 業務の目的

本業務は、令和7年に開館10周年を迎えるあかがねミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の新たな節目に向け、施設の特徴である360°シアターで上映する、新居浜市の強みである別子銅山、新居浜太鼓祭り等の地域資源を中心としたVR、メタバース等のコンテンツを制作し、市内外に向け新居浜市の文化や魅力を発信するとともに、文化芸術の振興、伝統文化の継承を図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

4 業務委託内容

(1) 360°シアター用コンテンツ改修業務

現在あかがねミュージアムで提供している東平VRコンテンツ（VRゴーグル向け）について、360°シアターで上映できるよう次の改修を行うこと。

ア 別子銅山操業当時の上部鉄道や選鉱場の風景等を追加すること。ただし、詳細は新居浜市と協議して決定すること。

イ 本業務に必要な素材等の権利者には、事前に新居浜市（あかがねミュージアム指定管理者を含む。）と協議したうえで承諾を得ること。また使用料等が発生する場合は受託者の負担が負担する。

(2) デジタルミュージアム（メタバース空間）構築業務

あかがねミュージアムへの来館の有無にかかわらずユーザーが、自身の操作する3Dキャラクター（以下「ユーザーアバター」という。）を通じて体験できるコンテンツやユーザーアバター間での交流やミュージアム職員が操作するアバター（以下「職員アバター」という。）からの情報提供等が可能なメタバース空間を構築すること。

ア ユーザーアバターを操作できる機器

(ア) 遠方ユーザー：自身が所有するスマートフォン、タブレット、パーソナルコンピュータ、VR機器等（以下「私物端末」という。）により操作できるようにすること。

(イ) 来館ユーザー：私物端末又はミュージアムが所有する電子機器により操作でき

るようにすること。

※職員アバターはミュージアムが所有するパーソナルコンピューター又はタブレットから操作できるようにすること。

イ 作成するアバター

(ア) ユーザーアバター 20名 ※太鼓台運行参加上限ではなく待機も含めた数

- ・ユーザーアバターは、新居浜市の魅力である太鼓祭りを体感できる内容とするため以下の要素を盛り込んだ提案をすること。
- ・新居浜市又はミュージアム指定管理者から情報提供を得たうえで作成すること。
- ・利用者は、利用時に属性等の登録を行うことを必須とし、メタバース空間入館回数やコンテンツ利用回数に応じて変動する内部パラメーターを持たせ、利用者が何度も参加したくなる仕組みを提案すること。
- ・アバターの種類及び数（目安）は次のとおりとする。

重係（太鼓台の重の上に乗る者） 2体

指揮者（太鼓台の運行を指揮するか希望の上に乗る者） 2体

かき夫（太鼓台の運行を支えるかき夫） 6体

観客 10体

(イ) 職員アバター

- ・作成するにあたり、新居浜市（あかがねミュージアム指定管理者を含む。）と事前協議を行い、必要な情報の提供を受けること。作成するにあたり使用料等が発生する場合は受託者が負担すること。

ウ お知らせ掲示板の作成

- ・CMS等に変更が可能なイベント掲示板を作成すること。

エ 太鼓台運行コンテンツの作成

- ・新居浜太鼓祭りの魅力が十分に伝わるよう太鼓台をCGでリアルに再現し、利用者がアバターを通じて参加出来るようにすると共に、あかがねミュージアムへの来館者がメタバース空間に参加しなくても360°シアターで太鼓祭りの雰囲気を感じてもらえる内容とすること。
- ・ユーザーアバターを通じて新居浜太鼓祭りが体験できるようにすること。
- ・メタバース空間の背景は、新居浜太鼓祭り会場をイメージしたものとする。
- ・メタバース空間では、太鼓台の太鼓を叩く音やかき夫の掛け声、指揮者の笛の音、観客の拍手声援など迫力ある現場音でリアル感を演出すること。
- ・ユーザーアバターが並べる（又は順番待ちできる）の受付を設置すること。
- ・受付で利用者が観客・かき夫・重係・指揮者のアバターを選択できるようにすること。
- ・太鼓台は2台作成し、常時2台表示させること。
- ・特別プログラムの作成

利用者が太鼓台の運行体験をするだけでなく、参加者同士による操作により目的が達成された場合に、さらに魅力的な体感や空間が広がり、リピーターの獲得が期待できるプログラムを作成すること。

※特別プログラムの内容は、提案をもとに新居浜市と協議して決定すること。

オ その他

- ・利用者が登録時に行う属性入力項目は、個人情報特定されない内容とする。
- ・取得した属性や利用履歴データは、新居浜市データプラットフォームに蓄積させ、BI ツール等を使用して分析が可能とすること。
- ・使用するプラットフォームは市と調整のうえ決定すること。

5 成果品

- (1) 本業務で改修した東平360°シアターコンテンツ
- (2) 本業務で作成したメタバース空間 一式
- (3) 本業務で作成したアバター（3DCG等）のデータ 一式
- (4) 業務完了報告

6 その他

- (1) 制作するデザイン等については、商標権、著作権等第三者の権利を侵害することのないよう、あらかじめ提案事業者において、第三者の諸権利の円滑な処理を行ったうえで提案すること。
- (2) 当該デザイン等の著作権等が受注者に発生する場合には、デザイン等の一部を改変しての使用、著作権法第27条及び28条の権利並びに著作者人格権の不行使を含め、受注者はこれを了承すること。
- (3) 制作したデザイン等の著作権等が第三者に発生する場合には、上記(1)の内容を受注者は発注者に保証すること。
- (4) この仕様書の業務委託内容の詳細については、提案事業者からの企画提案内容を踏まえ、改めて優先交渉権者決定後、新居浜市と協議し、作成するものとする。

なお、上記(1)で制作するデザイン等については、商標権、著作権等第三者の権利を侵害することのないよう、あらかじめ提案事業者において、第三者の諸権利の円滑な処理を行ったうえで提案すること。